

山口市ふるさと納税を活用した市内大学の取組支援 ふるさと納税で山口芸術短期大学を応援！



山口芸術短期大学



山口芸術短期大学は、保育者及び教育者をはじめとして様々な分野で活躍する感性豊かな人材を育成しています。本学の入学生は9割以上を県内出身者が占めていて、卒業の9割以上が県内に就職しており、地域に必要とされる人材を送り出し続けています。

今後、大学進学適齢者の減少が予想されていますが、引き続き地域に必要とされる人材の育成に取り組んでいきます。

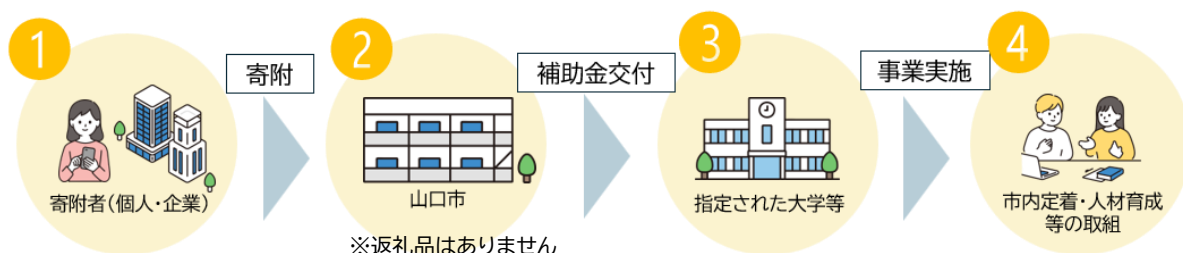
ふるさと納税により皆様からいただいた寄附金は、本学の人材育成等の取組みに活用させていただきます。

皆様の温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○寄附金を活用した取組み事例

- ・保育職及び教育職人材を育成するためのフィールドワークや実習への支援
- ・地域社会で活躍する人材を育成するための地域課題解決活動(PBL)への支援
- ・山口市の地域課題の解決に取り組む活動への支援
- ・山口市の施設等を活用したイベント活動への支援
- ・地元企業等と連携した就業体験活動等への支援
- ・教育研究環境の整備 等

● 寄附イメージ



山口市ふるさと納税(市内大学支援)について、詳しくは裏面をご覧ください。

本学のお問い合わせ先

山口芸術短期大学 総務部企画課 TEL:083-972-2880

大学の取組を応援しませんか？



山口市個人版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

ふるさと納税申込

寄附者

支援先を選択

山口芸術短期大学

※寄附方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付

寄附者

クレジットカードやオンライン決済等により納付

STEP
3

納付確認

山口市

入金確認後、2週間～1か月程度で寄附金受領証明書を送付

STEP
4

税申告(確定申告 / ワンストップ特例申請)

寄附者

● 寄附金の税控除について

- ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。
- 詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

● 確定申告について

- 所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。
- 確定申告をする必要のない給与所得者等である場合には、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

● 寄附の活用について

個人版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、ポータルサイトの利用料・市で行う大学連携の事業費を除く5割を、ご指定いただいた大学等の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



山口市企業版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

寄附申出書提出

寄附者

支援先を選択

山口芸術短期大学

※記入方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付

寄附者

「納付書の送付」又は「市口座情報の提示」のどちらかを選択

STEP
3

納付確認

山口市

入金確認後、1週間～1か月程度で受領証を送付

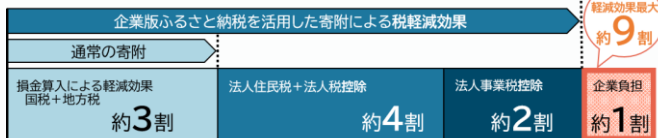
STEP
4

税申告

寄附者

● 寄附金の税控除について

- 地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



● 留意事項

- 山口市外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

● 寄附の活用について

山口市企業版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、市で行う大学連携の事業費を除く9割を、ご指定いただいた大学等の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから

お問い合わせ

山口市個人版ふるさと納税について

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

☎ 083-934-2941

✉ furu@city.yamaguchi.lg.jp

山口市企業版ふるさと納税・大学連携について

山口市総合政策部公民連携推進室

☎ 083-934-2728

✉ koumin@city.yamaguchi.lg.jp